

登録教習機関の登録事項の変更の公示について

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 77 条第 3 項において準用する第 47 条の 2 の規定により、第 46 条第 4 項第 2 号の事項のうち、代表者の変更の届出があったので、労働安全衛生法第 112 条の 2 第 2 項第 2 号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第 25 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 登録番号       | 第 63 号                           |
| 届出者        |                                  |
| 名称         | 一般社団法人浜松労働基準協会                   |
| 所在地        | 静岡県浜松市中区中央 1-3-6 浜松イーストセブン 205 号 |
| 代表者        | 会長 箕輪 匡文                         |
| 登録教習機関     |                                  |
| 名称         | 一般社団法人浜松労働基準協会                   |
| 所在地        | 静岡県浜松市中区中央 1-3-6 浜松イーストセブン 205 号 |
| 代表者        | 会長 箕輪 匡文                         |
| 登録教習機関の代表者 | 変更前 会長 箕輪 匡文<br>変更後 会長 大石 克己     |
| 変更年月日      | 令和 8 年 5 月 22 日                  |

令和 8 年 8 月 4 日

静岡労働局長